平成28年度第1回さぬき市総合教育会議議事録

1 開催日時	平成28年	5月27日(金)	
	開会	午後3時00分	
	閉会	午後5時35分	
2 場 所	さぬき市役	所本庁302会議室	
3 出席者		市長	大山 茂樹
		教育委員会	安藤 正倫
			細川 哲士
			德田 二三男
			日向 和加子
			得丸 慶子
			岡裕子
	欠席者		なし
	事務局	健康福祉部長	山本 孝広
		子育て支援課長	安冨 眞司
		幼保連携推進室長	冨田 克美
		教育部長	間島 憲仁
		教育総務課長	中川 勝幸
		学校教育課長	谷 訓昌
		生涯学習課長	間嶋 文一
		学校再編対策室長	石原 裕二
		教育総務課副主幹	冨田 和希
	その他説明	等のため出席した者	なし
4 会議に付し	た協議・調整	李項	
		う教育関係施策について	
		画設の在り方について	
5 特記事項	傍聴人2名		
6 会議内容			
開 会 数容如 E	東井りり		教育会議を開会したいと思います。 ************************************
教育部長	, , , ,	牛及弟1回さぬさ巾総合。 たり、まず、市長から御	
市長	(挨拶)		X D C TO MAKE CON 7 8
教育部長	(1, 1,2 /	教育委員会教育長から御	奏拶をお願いします。
教育長	(挨拶)		
協議・調整事項	頁		
教育部長	さぬき市	総合教育会議運営規程第	3条の規定に基づき、協議・調整事項につ
	いて、ここ	からの議事進行は、市長に	こお願いします。

市長	では、定めに従い、次第に沿い、進めていきます。
	熱い議論をお願いします。
	まず、大きい議題の1つとして、平成28年度の教育関係施策について、御
	意見をお伺いします。
	資料について、事務局は、説明してください。
事務局	(資料1「さぬき市教育大綱」、資料2「平成28年度における教育関係施
	策一覧」について説明した。)
市長	教育大綱を1月に策定しました。様々な教育の現場や市民から、教育大綱に
	対する賛否の意見を聞いている場合は、教えてください。予算にリンクした教
	育関係施策について、29年度に向けて拡充すべき点や追加すべき点、その逆
	の不要だと思うものがあれば、遠慮なく話してください。
	どなたからでも発言をお願いします。
教育委員	質問です。小学校統合事業で、統合する小学校間で交流学習を行うとありま
	すが、予算額が18万円となっています。どのような使途内容の予算ですか。
学校再編対策室長	長尾小・前山小の統合に係る交流学習を行うために必要なバス代等を計上し
	たものです。
教育委員	幼稚園の預かり保育事業について、1,121万5千円という高額の予算が措置さ
	れています。以前から、なぜ幼稚園で3歳児からの預かり保育ができないのか
	という疑問を持っていました。幼稚園で3歳児から預かり保育をすれば、もっ
	と就園率も上がるのではないかとも思っていました。認定こども園に移行する
	とすれば、現在、幼稚園の預かり保育と保育所での保育の2制度で行っている
	ものが1本化されることになり、経費が抑えられるとともに、質の向上も図ら
	れるのではないかと思います。このようなことも視野に入れて、後半の議論を
	期待しています。
市長	幼稚園の預かり保育に関して、事務局から何かコメントはありますか。
幼保連携推進室長	現状の預かり保育事業は、幼稚園に在籍する4歳児・5歳児を対象として実
	施しています。1,121万5千円という予算額のほとんどが、預かり保育指導員の
	賃金です。幼稚園での3歳児の預かり保育を実施していないことの過去の経緯
	については、わかりません。今後、認定こども園が、例えば旧町ごとに1つず
	つ設置されることになれば、幼稚園での預かり保育は、場合によっては必要で
	なくなるかもしれません。
市長	幼稚園での預かり保育が4歳・5歳児だけで、3歳児を実施していないとい
	う過去の経緯を知っている者はいますか。国等の補助金の都合ですか。
	サービスを提供する側からばかりで物事を見ていると、大きなことを見落と
	すことになるので、例えば保護者等からのニーズがあれば、結果として応えら
	れるかどうかは別にして、最大限応えようとしなければならないと思います。
	保護者のニーズを聞いていませんか。幼稚園での3歳児の預かり保育に対する ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	ニーズは、あるのですか。
教育委員	多くの保護者が求めていることです。3歳児の預かり保育がないので、仕方
	なく保育所に通っているという場合もよくあります。

市長	それが、本当の姿のようですね。
	このようなニーズに対して、幼稚園を所管する事務局としては、どのような
	認識を持っていたのですか。
幼保連携推進室長	預かり保育事業が開始された当時は、幼稚園に通う園児の保護者であって
	も、そのほとんどが就労しているという社会情勢において、そもそも預かり保
	育を実施すること自体がサービスの拡大でした。ただ、なぜ3歳児を除いたの
	かについては、答えることができません。3歳児のニーズがあることも、預か
	り保育の都合で仕方なく保育所に通っている場合があること認識しています。
	ただ一方で、預かり保育指導員の確保が非常に厳しい状況にあり、ニーズが
	あってもなかなか応えられない状況があることも事実です。
市長	このことは、例えば後半の認定こども園に関する議論をする際の1つのメ
	リットとして挙げることができると思います。保育所の保育と幼稚園の預かり
	保育との質的な問題をどうするかという問題は別にして、1本化することがで
	きれば、人員の確保もしやすくなると思います。
	3歳児において問題が生じているというのは、何か事情があるのですか。
教育長	過去には、幼稚園教育は1年保育でした。それが2年保育になり、現在は3
	年まで延びています。このように幼稚園での保育年齢を下げてきたことから、
	3歳児において問題が生じることになりました。というのも、幼稚園での教育
	は、幼児の体力的なこともあり、6時間が標準とされています。4歳児・5歳
	児ならともかく、3歳児ではそれを超える教育活動が耐えられないということ
	で、3歳児の預かり保育を実施していない事情があります。
	しかしながら、保護者の中には、保育所では夕方まで過ごすことができてい
	るのに、なぜ幼稚園ではそれが無理なのかという意見もあります。
市長	つまり、公には、3歳児は、教育時間を超えて預かり保育を受けることが、
	心身ともに困難な場合が多いという見解なのですね。その他の要因として、財
	源も人材も不足しているということも相当程度あるのでしょうね。
教育委員	幼稚園において3歳児の預かり保育を実施するようにすると、保育所と幼稚
	園との経済的負担を比較すると幼稚園の方が軽いため、保育所を選択する3歳
	児がいなくなるのではないかということが懸念されます。おそらく、そのよう
	なことも要因の1つにあるのではないかと思います。
市長	幼稚園教育を便利にすることで、同じサービスが受けられるなら、より安い
	幼稚園を選択し、保育所が利用されなくなるかもしれないというのは、生々し
	い話です。しかし、基本的には保育所で受けられるサービスの量・質と幼稚園
	で受けられるサービス量・質は、当然、違うものなので、利用料が異なるとい
	うのには、合理的な理由があるだろうと思います。
	そもそも幼稚園と保育所を区別して設ける必要があるのか、というところに
	行き着くのではないでしょうか。当初から、1つの施設として、その中で幼稚
	園的なクラス・幼稚園的でないクラスという区分に整理されていたなら、もっ
	と解決の方法の選択肢が広がったかもしれません。
	国の縦割行政の弊害ということもあるでしょうが、どこまでサービスするか

	といった、その人の価値観とも関係があることだと思います。最終的には、そ
	の価値観のぶつかり合いになると思います。
市長	(1)の議題について、他に発言はありますか。
教育委員	家庭には、子どもために買った本に、読まなくなったとはいえ、捨てるのは
	もったいないという本があります。例えば図書館、幼稚園や保育所などで、こ
	のような本を受け取ってもらえると良いのではないかと思います。
市長	現状は、どうなっているのですか。
生涯学習課長	現在、図書館では、制度として古本を引き取ることはしていません。家庭の
	古本を活用するとしても、その本の状態や内容を確認させていただいてからと
	いうことになると思います。
市長	そのような場合、図書館が必要とする本を提供してくれるばかりではなく、
	中にはそうでないものもあり、新しい物を必要なだけ購入することとした方
	が、逆に安くなるケースもあると思います。ただ、確かにもったいない話だと
	は思います。
教育委員	例えば、図鑑などは良いのではないかと思います。
市長	学校の閉校により不用となった備品については、入札方式により必要とする
	市民に提供しています。このようなセカンドハンドの物品は、もったいない一
	方、なかなかニーズと一致しないということもあり、全てに引取手が現れるわ
	けでもありません。
	例えば、図書館では、本の提供の申出があった場合には、その本の詳細を確
	認するといったシステムがあるのですか。
教育長	提供者の判断により開架に値すると思われる本は、提供を受けることはあり
	ます。しかし、提供後の取扱いは、図書館の判断に委ねてもらっているので、
	結果として廃棄処分となっているものもあります。
市長	確かに、現状の図書館や児童館で提供を受けるとしても、困る場合の方が多
	いかもしれません。それが困らないような仕組みを考える必要があるのかもし
	れません。家庭によっては、倉庫や物置に良い本が眠っている可能性もありま
	図書館の図書購入費は、例年の枠により配分されているところですが、来年
	度予算においては、この家庭に眠る良本を活用した上で、新しいものを購入す
	るということを検討してみてほしいと思います。その際、できるだけ無駄のな いよう、良いものな使うようなものにしてください。
	いよう、良いものを使うようなものにしてください。
教育委員	小学生の放課後については、市長部局の子育て支援課が所管する放課後児童
	クラブと、教育委員会事務局生涯学習課が所管する放課後子ども教室がありま す。これら2つの放課後に係る事業は、内容等が重複していないものですか。
	9。これら2つの放床後に係る事業は、内谷寺が里機していないものですが。 今後の運営を考える上で、市長部局と教育委員会とが、どのように役割分担し
	う後の連貫を考える工で、印文部周と教育委員去とか、とのよりに役割力担し ていくかを考える必要があるのではないかと思います。
	こくいてかを与える必要があるのではないがこだいより。 また、放課後児童クラブは、以前は児童館で実施していたものを、最近で
	は、小学校の敷地内に放課後児童クラブ専用施設を整備し、そこで事業を実施
	するようになってきましたが、まだ児童館で実施している箇所もあります。本
	しょんしりだんの(メモーアル) 生た児童娘 い毛腕し (いん)無暇にあります。 木

	来、児童館は、どのような児童も来館してよい施設のはずが、クラブ費を支
	払って放課後児童クラブを利用する子どもが当該児童館を利用しているため、
	放課後児童クラブを利用する友達と一緒に遊びたい自由来館しようとする子ど
	もの保護者から、使用料を支払わないのに同じ施設には行かせづらいという声
	を耳にしたことがあります。このような状況をうまく改善できれば良いと思い
	ます。
市長	放課後児童クラブと放課後子ども教室との典型的な違い等について、事務局
	は説明してください。
子育て支援課長	放課後児童クラブは、保護者が就労等で留守家庭となる小学1年生から小学
	 4年生までを対象に、有料により最終午後6時半まで預かっています。放課後
	 児童クラブも放課後子ども教室も、子どもの居場所づくりという点では共通し
	 ています。国においては、これらを一体的に実施しようとする施策もありま
	す。このような中、現在、志度の放課後児童クラブ専用施設では、放課後子ど
	も教室も実施しています。しかし、その両者を一体的に実施するという形まで
	 は進んでいません。おやつを例に挙げると、子ども教室と児童クラブとでは、
	無料と有料の違いにより、異なるおやつを食べていることについて、これを
	 知った保護者から差別ではないかという意見もあります。
	│ │ 今後は、教育委員会と健康福祉部とで検討し、どういう形で本当の意味での
	 居場所づくりができるかということを検討していきたいと思います。
市長	市内の小学校で、放課後子ども教室と放課後児童クラブとを両方実施してい
	る学校はありますか。それは、どのような基準でいずれに行くかが決まるので
	すか。どこがどのように違うのか、多少、不正確な部分があってもよいので、
	もう少し分かりやすく説明してください。
子育て支援課長	放課後クラブは、保護者が就労していることを条件とし、利用するには事前
	の登録が必要であり、有料です。また、専任の放課後児童支援員を雇用し、事
	業に当たっています。一方、放課後子ども教室は、ボランティア等が学校施設
	等を利用して実施しているものです。
市長	就労等により保護者等が子どもをみられないかどうかがいずれを利用するこ
	とになるかの基準ということで良いですか。
生涯学習課長	放課後子ども教室は、日々開催しているものではありません。さらに、それ
	ぞれの放課後子ども教室によっても開催日数が異なっており、ほとんどが月に
	数回開催するというものです。
市長	量の違いだけですか。質の違いというのはありませんか。
生涯学習課長	放課後子ども教室は、ボランティアの特技等によって教室ごとにメニューは
	様々です。
教育委員	生涯学習課長の説明のとおり、放課後子ども教室の指導者は、地域のボラン
	ティアです。ボランティアがその特技等を活かして、放課後の小学生の指導に
	当たっているものです。実施時間は、1時間、2時間程度と遅くまでは開いて
	いません。一方、放課後児童クラブは、雇われた支援員が子どもの指導に当
	たっています。午後6時とか6時半までと遅くまで実施しています。

市長 極めて単純な区分をすると、放課後子ども教室は無くてはならないというよ り有った方が良いという制度で、放課後児童クラブは無いと働く保護者等が困 るという制度ということで良いですか。 放課後子ども教室は、費用負担の問題は有るとしても、大は小を兼ねると言 えば少し荒っぽい議論になるかもしれませんが、サービスの面では、これまで のボランティアが専門的職員等になるぐらいで、放課後児童クラブに1本化し ても、特に誰かが困るといったことにはならないのではないように感じていま す。放課後子ども教室は、善意の下に成り立っている制度のようで、仮に明 日、ボランティアがいなくなってしまうと実施できなくなってしまいますが、 それでも仕方がないという非常に中途半端な制度のような印象を受けます。 教育長 厚生労働省によって先に作られた制度が、放課後児童クラブです。それは、 平日の放課後の留守家庭等児童の居場所づくりというものでした。その後を追 う形で文部科学省が制度化したのが放課後子ども教室です。さぬき市では、放 課後子ども教室は、土日に実施することが多いです。ただ、前山小学校だけ は、放課後子ども教室を毎日実施しています。例えば、神前小では、そろば ん、生け花、お茶、コンピュータといったものに取り組んでいます。 市長 放課後子ども教室は、ボランテイアにとっても生きがいになり、子どものた めにもなり、保護者も喜ぶというものであり、そのような制度は、残したら良 いと思います。ただ、本当に困っている人をどうするかということになれば、 現在の制度的には、放課後児童クラブをもっと拡充することになります。 先ほどの委員の発言のような、現在の児童館において、本来の児童館を利用 しようとする児童が、放課後児童クラブを実施していることによって、利用が 妨げられているという実態があるのですか。 子育て支援課長 放課後児童クラブを利用する児童が多く、児童館が手狭になっていることは 事実です。このことから、放課後児童クラブの子どもが施設を占領し、本来の 自由来館ができていない、来館しても遊ぶことができないということもありま す。このことについては、今後は、十分な施設を確保するよう検討し、児童館 も放課後児童クラブも共に本来の姿で利用することができるように検討してい きたいと考えています。 厚生労働省は、まだ児童館の名称や機能にこだわっているのですか。どう考 市長 えても、児童館は児童館、放課後児童クラブは放課後児童クラブという考えで 施設を維持しようというのは、理解できません。子どもの数が減っている中、 1つの施設で両方の子どもがうまく利用することができるためにはどうすれば 良いかという視点が必要です。児童館という施設をゼロベースでとらえ、今の

子どものニーズに応えるような新しい施設を考える必要があると思います。 文部科学省に対しても同じことが言えます。学校のことばかりにとらわれが ちで、また、学校と家庭とを立体化することを嫌がりますが、子どもにとって 学校も家庭も、その子の人生や生活における連続した場所であり、それを大人 の都合で、ここからが学校、ここからが家庭、ここからが児童館といった線引 きをする考えには、理解に苦しみます。

これまでの説明によると、委員が指摘されたような実態はあるようです。急

	ぐとすれば、放課後児童クラブにおいて、少しずつでも、例えば対象を5年生
	や6年生までに拡大するといったことが考えられます。国等の制度的には、6
	年生までは放課後児童クラブを利用することができることになっているはずで
	すが、今のさぬき市では、人的・財政的都合により実施できていません。
	子どもの成長過程の観点から、小学校3年生と4年生との間に一線引くとい
	うことは、適当ですか。
 教育長	その間に引くことは、困難だと思います。同じ中学年であり、ギャングエイ
32112	ジと呼ばれることもあります。発達段階の面でもそれほどの違いはありませ
	ん。4年生と5年生との間であれば、違いが出てきます。
市長	なるほど、そうですか。4年生と5年生との間であれば違いがあるというこ
11.12	とは、私には分からなかったことです。
 教育委員	4年生に比べて5年生の方が、随分、しっかりとしてきます。
市長	学年が上がるにつれて、しっかりしてくれないと、それはそれで困ります
1,122	ね。少しずつでもしっかりしてくれないと。
 教育長	そのしっかりする度合いが、等間隔ではないのです。それまでに比べ、急速
	に伸びる時期です。
市長	そのことからすると、「4年生」というのは、1つの意味を持っているよう
	です。現行で4年生までとしていることには、現実的な選択感があります。
—————————————————————————————————————	保護者にとっても、一人で留守番させる場合、3年生や4年生では抵抗があ
	るのではないかと思います。
市長	今後の学制を考える際には、今のような指摘は、是非、国にも伝えなければ
	ならないと思います。
	これは個人的な見解ですが、例えば小学3年生までを幼稚園教育に組み入
	れ、3年生が良いのか4年生が良いのかは分かりませんが、小学4年生から中
	学3年生までを新しい6年制として現在の中学校のようなものを作ればよいの
	ではないかという考えを持っています。年齢が高い子どものことから考えるの
	も良いですが、一方で、年齢の低い時期の幼稚園と保育所がうまくいけば、小
	学校は現行の6年制が良いかということを次に考えなければならないと思いま
	す。
	小学校の春の運動会において、ついこの間まで幼稚園にいた幼い1年生と、
	1年も経てば中学生になる6年生とでは、大人と子どもぐらいの差があり、こ
	の1年生と6年生との間のどこで線引きをすればよいかと見ていました。体つ
	きでは徐々に大きくなっており、その差が分かりにくかったのですが、それが
	4年生と5年生との間にあるということですね。これは、年齢の10歳という
	ことも関係があるのですか。
教育長	それもあると思います。「10歳の壁」という言葉もあります。
市長	生まれて10年目と11年目とでは、そこに違いが生じてくるということで
	すか。
教育長	全ての面において発達が加速化しています。今の小学6年生は、昔の中学1
	年生ぐらいです。小中一貫校の中には、中学1年と小学6年とをくっつけたと

	ころも多くあります。
市長	私も、市長として10年が経過し、5月12日から11年目を迎えていま
17.22	す。10歳と11歳の違いというのを私も見せていかなければなりません。
 教育委員	さぬき南中の運動会を訪れたときに、市民から、B&Gプールが夏に温室状
	態で暑すぎるという話を聞きました。余りに暑いので、三木町のプールに行く
	人も多くいるそうです。さぬき市のプールの方が安いので、もっと利用者が増
	えるように、何か対策は無いのかということで、例えば、局所的に冷気を出す
	ような器具を設置してはどうかとの提案もありました。
市長	施設の改修については、B&G財団からの補助が採択されず、今年度は見送
11-22	ることとなりました。私もプールに行った際に、息苦しいと言っても良いよう
	な感覚を覚えました。湿度や温度が著しく高くなってしまうような構造なので
	はないかと思います。見送ることとなったことを良い機会と捉えて、改修の内
	容を機能面から、再度検討する必要があると思います。
 教育委員	せめて天井部分が開いていれば、少しは環境が変わるのではないかと思いま
	す。せっかく低料金としているので、もっと多くの市民に利用してもらえる施
	設であってほしいと思います。
市長	様々な批判があることは承知していますが、統合により整備したさぬき南中
	学校や志度中学校ではプールを設けず、このB&Gプールを利用することとし
	ました。このような学校施設の補完機能も果たしていることも考えれば、それ
	に関する機能面での充実への投資に対する1つの理由になり得ると思います。
市長	他に意見も無いようなので、次の議題に移ります。
	まずは、資料3と資料4について、事務局は説明してください。
事務局	(津田町地区における幼稚園・保育所の在り方に関する議論の経緯、資料3
	「幼稚園入園率」、資料4「利用者負担額」について説明した。)
市長	多くの資料を少し早口で説明があったので、分からないことについて質問を
	頂き、細部については、今後の会議の中で議論していきたいと思います。今回
	のところは、先ほどの参考資料や、今までの教育委員として、一市民としての
	経験に基づく各委員の人生観なり価値観により、意見を述べてほしいと思いま
	す。現在、津田町地区において、幼稚園と保育所がそれぞれ津田と鶴羽にあ
	り、特に鶴羽にある施設が浸水区域内にあるということで、当初は津田にある
	幼稚園、保育所にそれぞれ統合するという議論が進んでいましたが、ここにき
	て、津田にある施設に統合したとしても、その施設は浸水しないが、周辺が浸
	水してしまうということになり、より安全な場所ということで、地元でも賛否
	両論ありますが、旧津田中学校の跡地利用の候補の一つとして、幼稚園と保育
	所の両方を当該跡地に整備しようということまでは、大筋で理解が得られてい
	ると認識しています。そこで、幼稚園は幼稚園として、保育所は保育所として
	物理的に隣り合わせのものを整備するのか、量的なものだけでなく質的に1つ
	のモデル的なものとして、そこでの幼保一元化を検討してはどうかということ
	について、様々な場所で説明している状況です。このことについて、まずは、
	それぞれの教育委員の意見が聞きたいと思います。

	まずは、全体的な方向性としての意見を聞き、その上で、個別の内容につい
	ての意見を聞かせていただきながら、議論を進めていきたいと思います。
教育委員	この地域で、幼保連携型認定こども園という新しいスタイルの施設を検討す
	ることは、うれしく思います。ただ、解決すべき課題がたくさん残っていま
	す。給食について、保育所籍の子どもには自園で調理したものが必要ですが、
	今の幼稚園では給食センターを利用することができます。また、おやつや昼
	寝、保育料といったものの取扱いの違いをどのように解決していくかが、大き
	な問題だと思います。一方、認定こども園とする良さは、保育プラス教育とい
	うもので、1・2歳といえども保育だけでなく、保育の中に教育の視点を持っ
	て関わることができるようになるのではないかと思います。また、幼稚園籍の
	子どもであっても夕方まで預かってもらえるということになれば、理想ではな
	いかと思います。
教育委員	かつて寒川幼稚園と寒川保育所は、仮称子ども園として運営されていたこと
	があります。当時は、国においても制度が確立されておらず、まだまだ検討段
	階にある中で、いわば見切り発車とも言える状態でモデル的に始めましたが、
	現場の職員からは、戸惑いの声が多く聞かれました。園長から、良い面の説明
	も受けましたが、一方で、不都合な事柄も多く聞いていました。そうしたとこ
	ろ、あれから数年が経ち、津田町地区において、認定こども園が構想されてお
	り、子どものためや保護者のニーズに添うという意味での前向きな計画が立て
	られているようで、新しい施設に対し、非常に大きな期待を寄せています。津
	田町地区での認定こども園化の後には、再び寒川幼稚園と保育所でのこども園
	化も検討されるとのことであり、これについては複雑な気持ちもありますが、
	再び同じことが繰り返されることがないよう、良い見本となるような認定こど
	も園にしたいと思います。
	幼稚園教諭も保育士も、子どもの健康管理について、きちんと学んだ上で保
	育に当たっていると思いますが、小・中学校には養護教諭がいるのに対し、幼
	稚園には養護教諭に当たる職員がおらず、かねがね、そのような職員を配置し
	て欲しいと思っています。また、ある幼稚園では、きちんとした保健室が整備
	されているにもかかわらず、物置代わりに使用されているのを見たことがあり
	ます。これまで何も起こらなかったから良いものの、一保護者としても心配していたとしても、ボーカンスは、ケースというない。
	ています。これが、有効適切に使用されるためにも、養護教諭の配置が必要で いない、1
北 去壬巳	はないかと思います。
教育委員	幼稚園と保育所の両方の良さを持つ施設を整備することについては、期待している。 ませずす。ただ、仕番禺な器切りな母業者と母素を関われる。
	ており、賛成です。ただ、幼稚園を選択した保護者と保育所を選択する保護者
	とでは、それぞれ意識が異なるので、当初は戸惑いがあると思います。子ども * 同様です。何より、教論や保育士が士亦だと思います。知度に関れていまっ
	も同様です。何より、教諭や保育士が大変だと思います。制度に慣れていきつ
	つ、子どもや保護者の思いを受け止めていかなければならないこれらの職員 に、長れ負担が掛かってくるのではないかと心配しています。また、保育料等
	に、最も負担が掛かってくるのではないかと心配しています。また、保育料等 の調整についても、難しい問題ではないかと思います。
 教育委員	の調金についても、難しい同題ではないがと思います。 他の委員と同様に、保育所と幼稚園の両方の良さを集めてできるという認定
)	他の安員と同様に、休育別と幼稚園の両方の良さを集めてでさるといり認定 こども園に対しては、大きな期待を持っています。ただ、実際に保育士や幼稚
	ここも圏に刈しては、八さは効付を付つていまり。 たに、夫除に休月工や幼稚

園教諭として働く者から話を聞くと、それぞれにやり方を持ち、それをお互いに譲らず、同じ職場で働くのは、とてもやりにくいのではないかという声をよく聞きます。市長も言うように、結局は、どちらも子どもを育てるという場であり、そこで幼稚園教諭と保育士とに区別すること自体がおかしいのではないかと感じています。それについては、これらの職員を養成する学校や仕組みも変える必要があるのではないかと思います。幼稚園教諭と保育士という資格がそれぞれ存在する限り、溝は埋まらないような気がします。認定こども園の立ち位置に合わせた従事する者を養成する仕組みへの変革が必要ではないかと思います。

教育委員

私も、認定こども園に対しては賛成です。大きな理由の1つが、子どもの側から考えたときに、様々な子どもが存在することを実感しながら育っていくことができることです。現在の幼稚園と保育所は、同じ年齢の子どもが同じグルーピングでクラスが決まり、保育や教育が行われています。ところが、認定こども園では、同じ年齢の子どもばかりではなく、同じ園の中には0歳児から5歳児までが存在し、さらに、時間によって早く帰る子や遅くまで残る子がいるなど、様々な条件下にある子どもが1つの園で生活するということは、職員にとってはやりにくい要素ではあるが、子どもにとっては、育ちの上で非常に良い環境であると思います。そこに認定こども園の価値を見出すことができると思います。

2つ目の理由として、保護者の側から考えると、1つの施設の中で、幼稚園の機能と保育所の機能の両方を選択することができます。仕事の有無や保育に欠けるか否かに関係なく、園を選ぶことができるのは、保護者にとってメリットだと思います。

一方、新しい認定こども園では、子どもを指導する職員を保育教諭と呼び、 幼稚園教諭の免許と保育士の資格の両方を有する必要があり、これを満たす人 材について必要数を確保できるかということが課題になると思います。また、 幼稚園教諭と保育士が、共に様々な条件下にある子どもと関わるためには、

「指導計画」がそのよりどころになるはずであり、その指導計画を一緒に作成 し、そのことにより両者が共通理解を図り、子どもの教育や保育に取り組むこ とができるかどうかも課題ではないかと思います。

認定こども園がスタートする際には、保護者の中には、幼稚園派と保育所派 とに分かれることがあるかもしれません。このことも注意を要する要素の1つ であると思います。

教育長

認定こども園の課題は、3歳児において幼稚園籍と保育所籍とが混在することになることです。同じ施設の3歳児でありながら幼稚園籍と保育所籍とで保育料が異なることになります。そうすると、内容よりも保育料の額で幼稚園籍か保育所籍かを選ぶことになりかねません。そこで、3歳児は全員を幼稚園籍にするのが良いのではないかと思います。利用者負担額の面では、保育所籍とした場合との差額は、市が負担することにすればよいと思います。

また、区分する年齢に関しては、子どもの発達段階の面から考えると3歳児 が良いのではないかと思います。幼稚園の4歳児において、保育所出身の子ど

もと3歳児から幼稚園にいる子どもとでは、随分と違いがあり、保育所から来 た子どもが、3歳児から幼稚園にいた子ども同じような生活が送れるようにな るのは、9月ぐらいだという話を聞いたことがあります。このようなことか ら、現在、検討している認定こども園では、0・1・2歳児を保育所籍、3・ 4・5歳児を幼稚園籍として区分し、サービス内容と利用者負担とが統一的に 取り扱われるようにすればよいのではないかと思います。 この場は、総合教育会議という幼稚園を所管する教育委員会との議論の場で 市長 すが、保育所の立場に立った者の意見を聴くことも必要ではないかと思いま す。今、議論している問題を保育士の立場で見ると、どのように映っているの でしょうか。保育士も、総論は賛成だが、課題が多いという教育委員会と同じ ような見解ですか。そうであれば、その課題について、先進地ではどのように 対処しているのか調べればよいことであるし、最終的にお金で解決できる問題 なのであれば、認定こども園という制度が国にとって真に良いものなら、文部 科学省と厚生労働省の様々なお金システムを変えるぐらいのことをする必要が あります。ただ、本市でも近居を含めた三世代同居を推奨し、補助金制度を設 けていますが、三世代同居や親との同居に対して、総論で反対する人は、ほぼ いないものの、それらの人も台所や入り口は別でなければならないと言いま す。このようなことと、この幼保の問題は似ていると思います。これが、技術 的なことやハード面、あるいは職員の配置で解決できるような問題であれば、 議論を重ねてもよいと思いますが、いわば解決できない嫁と姑の問題といった ことと同じようなものが存在するのであれば、早い段階で結論を出さないとい けないと思います。このままどんどん話を進めても、結局のところ隣り合わせ の保育所と幼稚園が良く、共通の職員室だけが真ん中にあり、せっかく保育所 で給食を調理するのであれば、幼稚園でも共同調理場を使わず、自園調理の給 食を利用するといった、そのような具体的解決方法があるのであれば、議論を 続ければ良いとは思いますが、そのようなことでは乗り越えられないというも のは、ありませんか。 教育委員 これまで保育士とじっくり話したことはありませんが、保育士は、就職して 退職するまで何をよりどころにして保育をするかというと、厚生労働省が定め る保育指針です。一方、幼稚園教諭の場合は、文部科学省が定める教育要領で す。そのそれぞれ別々のものを信じて歩んできた者同士が、ある日突然一緒に なり、同じ子どもを指導するとなると、やはり、当初は相当な準備運動の時間 がないと、衝突があったり、誤解が生じたりすると思います。その解決方法は 何かということについては、私も分かりません。 市長 最終的には、個別ごとに乗り越えないといけない問題だとは思いますが、そ の個別具体的に乗り越えようとする段階まで話を進めてもよいものなのかとい う不安もあります。幼保の問題は、どうあっても難しいというのであれば、そ の方向の議論をしてもかまわないとも思います。 子ども園に関し、実質的にうまくいっている先進地事例の情報はあります か。 幼保連携推進室長 子育て支援課や学校教育課が高松市や東かがわ市の先行事例を見学し、市議

	会が朝来市を視察していますが、その際の情報によると、保育士と幼稚園教諭
	との職員間の問題が、1番の課題として挙げられています。その後、年数を経
	ていることから、その後の新たな課題について、視察等を行い、情報収集した
	いと考えています。
市長	「行政がモデル事業を立ち上げることは良いことだと思いますが、子どもをモー
	ルモットのような実験台にして、その挙句、やっぱり失敗しましたというの
	は、無責任だと思っています。やってみたものの、解決できない問題が出てき
	たのでごめんなさいとは、子どもには言えません。これまで話題になったもの
	でお金の問題がとても大きな問題ですが、それは、どうにかやり繰りすること
	が可能ですが、質的な問題として、異質なものを一緒にしようとして、結果と
	して、前よりも悪くなったとか、別々にした方がそれぞれの子どもにとって良
	いと言われたりすることだけは避けなければなりません。
	先ほどの市議会が視察した市は、認定こども園に関して定評がある自治体で
	すか。
幼保連携能進室長	詳細な内容までは承知していません。ただ、幼保の統合時か、それ以前から
	なのかは分かりませんが、利用料が低く抑えられているようです。
市長	香川県でも善通寺市のように幼稚園保育料の無料化などを政策的に行ってい
	る自治体はあります。さぬき市においても、認定こども園に移行する際に、保
	育料等について政策的に踏み込んだ施策を行うことも選択肢の1つだと思いま
	す。ただ、本当に、形さえ作れば仏の魂が入るのかということが心配でなりま
	せん。そのため、あえて繰り返し御意見をお聞きしているのです。
 教育長	今、幼稚園の職員の年齢は、ほとんど20歳代と30歳代です。それ以上は
	管理職だけです。この面から考えると、様々な議論を進め、認定こども園を実
	践してみるのは、今のうちだと思います。これから5・6年が経ち、30代職
	員が40歳になると、柔軟性が失われ、自分の見解を曲げなくなってしまいま
	す。
市馬	
市長	女性は、そのようなことはないと思います。女性は柔軟で、男性の方が、変なり、
	なめんつにこだわるようになるのではないですか。とはいえ、年齢を増すごと
	に頭は固くなるので、柔軟なうちに実施するということは、一理あると思いま
	す。 - (1)(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
子育て支援課長	先ほど、年齢で一律に幼稚籍園と保育所籍とを区分するという提案がありま
	したが、保護者に選択の幅を広く持たせることが、新制度の目標の1つである
	ので、現場の運営がやりやすくなることがあるかもしれませんが、逆に保護者
	の選択の幅を狭めてしまうことになりかねません。
	また、現在、保育士が心配していることは、幼稚園教諭は書類作成が多いこ
	とであり、自分たちにはそれをする自信がないと言っています。一方、幼稚園
	教諭には、保育所のように長時間、子どもと接することはできないと言う者も
	います。
市長	幼稚園での保健室のことや養護教諭が配置されていないことについては、何
	か制度的な理由があるのですか。
i .	w ht/V=2.0cTH w c/ 0 c / W 0

教育長	財政的なことが要因ではないかと思います。
市長	幼稚園に養護教諭が配置されている自治体もあるのですか。
教育長	あると思います。
市長	あると心でより。
教育長	そこまでは分かりません。
教育委員	旧志度町において、小野保教育長のときに、幼稚園1園に養護教諭が配置されていたのな記憶しています。その際長は、仕紙園教諭しして採用された際長
	れていたのを記憶しています。その職員は、幼稚園教諭として採用された職員
	でしたが、養護教諭の免許も持っていたので、養護の業務に従事してもらおう
	と養護教諭として発令したと聞いています。
	その当時は、いずれの市町でも、幼稚園に養護教諭を積極的に配置しようと
	いう風潮はなかったと記憶しています。
市長	例えば、3歳までは全員が保育所籍で、4歳からが幼稚園籍になり、私の持
	論で言えば今の小学校3年までを幼稚園とすることも考えられるのではないか
	と思います。選択肢を増やせと子育て支援課長は言ったが、選択肢が多いのは
	良い面もあるが、その分、問題点も増えてきます。個別的に対応することで乗
	り越えようというのが、さぬき市の教育大綱に掲げた1つであるので、そのよ
	うに進むこともやぶさかではないです。認定こども園を少し想像してみると、
	認定こども園には、0歳の子がいれば幼稚園の子もおり、おやつを食べる子食
	べない子、迎えが早い子や遅い子など様々な子どもがいて、昼寝をする子もい
	れば、遊んでいる子もいます。私としては、認定こども園をうまく運営するこ
	とによって、昔の家庭で経験できたこと、人との交流の範囲が広かった、深
	かったという昔の家庭の良い部分を実現することができれば良いと思います。
市長	市議会の視察先では、給食については、どのように扱っていますか。
幼保連携推進室長	
	籍の子どもに対するものは、給食センターからの搬入が可能とされています。
市長	それは、財政的な問題によるものですか。
教育長	現行の保育所が、自園調理とされていることから、幼保連携型認定こども園
	でも保育所籍に対する給食の取扱いは、同じになるようにしているのだと思い
	ます。
市長	保育所が必ず自園調理しなければならないのであれば、せっかくある施設や
	人的環境を、幼稚園籍といえども利用しない手はないと思います。
教育長	現在のさぬき市でも、寒川幼稚園の3歳児は、隣接する寒川保育所で調理し
	た給食を食べています。
市長	「幼稚園籍」や「保育所籍」という概念は、どうしても必要なものですか。
	単に、認定子ども園に通う子どもが、たまたま 0 歳児だったり、 3 歳児や 5 歳
10 -1	児だったという考えではいけないのですか。
教育長	利用者負担額の違いや保育時間の違いがあるので、必然的に区分されてしま
	います。保護者が就労していれば通うことができ、解雇されると通うことがで
	きないというのが保育所であり、幼稚園は、保護者の就労の有無は関係ありま
	せん。

市長	いまだに「保育に欠ける」という条件が幅を利かせているのですね。保育所
	と幼稚園との違いをカバーするような大様な考え方はできないものですか。微
	に入り細に入りというのではなく、もっと大きな気持ちで子育てをしなければ
	いけないのではないかと思います。
	また、保育士や幼稚園教諭の資質向上も必要だと思います。このようなこと
	ができるようになる訓練が必要であり、その能力を育成していかなければなり
	ません。従来の保育士や幼稚園教諭のままでは、認定こども園を実施しても、
	即戦力にならないのではないかと思います。
教育委員	そのとおりです。意識改革が必要です。
市長	現場の職員が、今のままでよいと思っているのであれば、職員の段階で失敗
	してしまいます。新たな制度なので、資格は資格として、「今までどおりでは
	なく、こういうことをしなければ」ということを記したバイブル的というか、
	心得帳のようなものを作る必要があると思います。何かそのようなものはあり
	ませんか。
教育長	認定こども園には、内閣府が作成した「教育・保育要領」というものがあり
	ます。
市長	認定こども園を始めるまでには、その「教育・保育要領」をマスターした職
	員を養成しておかなければなりません。
教育委員	私が読んで理解したところでは、0歳から3歳ぐらいまでは、現行の保育所
	で行っている養護を中心とした指導内容であり、3歳の後半から5歳までは、
	現行の幼稚園で行っている教育を中心とした指導内容となっています。
市長	それはもっともな話だと思います。入ってきた子どもに合わせてサービスを
	行うだけであり、それを保育と呼ぶのか教育と呼ぶのかは大人が考えるだけの
	話であり、受ける側からすれば、教育であろうが保育であろうが、自分にとっ
	て必要なことをしてくれるということが、一番のニーズです。その点さえ間違
	えなければ、うまく運営できるのではないかと思います。とはいえ、長年それ
	ぞれの環境で従事してきたので、ついつい、なぜ私がこのようなことを、と
	いったことを思ってしまうことがあるのかもしれません。
	例えば、病院では、介護職員が行う作業を看護師がすることがあります。介
	護職員では医学的な資格がないので少し卑屈になり、看護師では自分が介護を
	するために看護師になったのではないという意識をどこかに持っています。そ
	して、排せつや食事介助に対して、看護師が、「これは自分の仕事ではない」
	「介護職員はそのために雇われているのだ」ということを少しでも表に出して
	いる病院は、うまくいっていないです。私が思うに、例えば、病院に入院中の
	とき、あるときには介護が必要となる状態の人はいます。そのとき、廊下を挟
	んで反対側にある部屋で特別養護老人ホーム的なサービスが受けられると良い
	と思います。さらには、同じ部屋で2つのサービスが受けられる施設を作らな
	い限り、今の高齢社会の中で、介護と医療を両立させる方法は、絶対にないと
	思っています。家庭に帰るのは、とても困難になってきています。施設を設置
	するときに困るのは、病院では介護してくれない、特別養護老人ホームでは医

療が提供できません。老人保健施設というのがあり、そこには医師がいます が、その医師が、早く病院に連れて行かないと、と言うのです。あるいは、応 急処置はできるが、臨床から離れた余りにベテランすぎる医師が多いこともあ り、それでも医師という免許がなければ所長になれないので、そこでは両方が 足りないという状態です。そのようなことに対し、いつまでも足りないとだけ 言っていないで、一緒になったら良いのではないかと思います。幼保にも同じ ようなことが言えるのではないかと思います。一緒になったからといって、そ れぞれの立場の人の値打ちが下がるわけではありません。病院なら患者、施設 なら入所者、今回の話題では子どもにとって良いことをするために、うまく使 い分けをするのが大人の知恵だと思います。しかし、そこには、暗くて深い川 が横たわっているようです。高齢者の話をすると、医師が医療と介護の両方の 施設を経営するようになっています。かつては、福祉施設は、本当に福祉に関 心のある者が寄附を集めて福祉法人を設立し、経営していました。最近では、 医師が出資した社会福祉法人が圧倒的に増えてきており、法的にはいずれも同 じ社会福祉法人ですが、医療系の社会福祉法人と福祉系の社会福祉法人と区別 して呼ばれています。ある意味では、同じ医師が経営するそれぞれの施設を 使って、うまく調整している面もありますが、それは少し邪道だと思います。 施設そのものを入所者に合わせたサービスができるようにするための法整備を しなければならないと思います。しかしながら、それに向けた法整備に対し て、医療と福祉の両方が圧力団体のように反対しています。

幼保の話に戻せば、大は小を兼ねるという面から、保育所を運営する者は、子ども園に対して余り脅威を感じていません。手間の掛からない子どもが増えるぐらいの認識です。一方、幼稚園を運営する者にとっては、保育所機能のために施設の大改造が必要で、その経費も多額になることから、どちらかと言えば、幼稚園を運営する者の方が、認定こども園化に反対する人が多いのではないかという気がします。市内では聞かれないことかもしれませんが、幼保の話でも高齢者の話でも、国会議員を巻き込んだ全国組織の縄張り争いともいえる活動が、物事が進展しようとすると議論を引き戻すといったことが、ここ10年続いており、そのしわ寄せが、今の子どもや高齢者に来ているのではないでしょうか。この際、利害関係のない人の意見が集約できれば良いと思います。

さぬき市内の幼稚園・保育所の全てを認定こども園化する必要はないと思います。これを1つのモデルとして捉え、それが良いものであったなら、自然と後に続いてくると思います。市内全てを子ども園化するためのモデルであれば、恐怖を感じる人がいて、特に民間事業者には、市が認定こども園化すると自分の施設への入園者が減るのではないかと心配する者もあるかもしれません。それに対しては、ここを1つのモデルとして実施するだけで、それ以外の今後については、それぞれのニーズに合わせて対応していくと言えば良いと思います。

教育委員

高松市にある私立の亀阜幼稚園が、認定こども園に移行するということで、 園長と話をする機会がありました。 0歳児から5歳児を、午前7時から午後7 時まで受け入れるとのことでした。その中で、教諭の意識には、かなり遅くま

	で保育しなければならないという負担感があるようです。
± E	
市長	施設は大きく改修したのですか。
教育委員 	最近新築ばかりなので、認定こども園化を意識して整備していたのかもしれ
ルカエロ	ません。
教育委員	この話が市民に伝わったときに予測されるのは、これから整備される認定こ
	ども園と現行の保育所や幼稚園との違いは何かという質問です。この質問に即
	座に回答できるようにしておかないと、保護者は適切なイメージを持つことが
	できないと思います。その際、保護者に説明したことは、それが保護者と行政
	との約束のようなものになり、そうすることで、施設の職員は、その立場にか
	かわらず、その説明したとおりの施設が実現するように努めるようになると思
	います。
市長	今後のスケジュールに関し、この津田地区の施設を認定こども園とするか否
	かによって、施設の設計に影響があります。そのタイムリミットはあります
	か。
幼保連携推進室長	幼稚園・保育所の併設とするか、認定こども園とするかによって異なるの
	は、部屋の数です。併設とした場合、保育所の0歳児から5歳児までの部屋と
	幼稚園の3歳児から5歳児までの部屋をそれぞれ確保する必要があります。認
	定こども園とした場合、3歳児から5歳児までの部屋で共通化が図られ、部屋
	数が少なくて済むことになります。また、調理室の広さも変わることになりま
	す。これらのことを踏まえたタイムリミットについては、学校再編対策室から
	回答します。
学校再編対策室長	学校再編対策室では、今年度、基本設計と実施設計を予定していますが―。
市長	余計な修飾語は不要です。遅くてもいついつまでに方向性を出さないと、次
	のステップがずれ、そうすると、例えば合併特例債のような有利な起債が使え
	なくなるといった言い方をした場合でのリミットはいつですか。
幼保連携能達	なくなるといった言い方をした場合でのリミットはいつですか。 幼保連携推進室の立場では、子ども・子育て支援計画を見直す必要があり、
幼保連携推進室長	
幼保連携能進室長	幼保連携推進室の立場では、子ども・子育て支援計画を見直す必要があり、
幼保連携能進室長	幼保連携推進室の立場では、子ども・子育て支援計画を見直す必要があり、 そのためのパブリックコメントに8月の1か月を必要とし、さらにその後、子
幼保連携能進室長	幼保連携推進室の立場では、子ども・子育て支援計画を見直す必要があり、 そのためのパブリックコメントに8月の1か月を必要とし、さらにその後、子 ども・子育て会議を開催することを考えれば、9月には1つの方向性を結論付
	幼保連携推進室の立場では、子ども・子育て支援計画を見直す必要があり、 そのためのパブリックコメントに8月の1か月を必要とし、さらにその後、子 ども・子育て会議を開催することを考えれば、9月には1つの方向性を結論付 ける必要があります。
	幼保連携推進室の立場では、子ども・子育て支援計画を見直す必要があり、 そのためのパブリックコメントに8月の1か月を必要とし、さらにその後、子 ども・子育て会議を開催することを考えれば、9月には1つの方向性を結論付 ける必要があります。 その場合、まずはパブリックコメントで提示するものが必要ではないです
市長	幼保連携推進室の立場では、子ども・子育て支援計画を見直す必要があり、 そのためのパブリックコメントに8月の1か月を必要とし、さらにその後、子 ども・子育て会議を開催することを考えれば、9月には1つの方向性を結論付 ける必要があります。 その場合、まずはパブリックコメントで提示するものが必要ではないです か。
市長	幼保連携推進室の立場では、子ども・子育て支援計画を見直す必要があり、 そのためのパブリックコメントに8月の1か月を必要とし、さらにその後、子 ども・子育て会議を開催することを考えれば、9月には1つの方向性を結論付 ける必要があります。 その場合、まずはパブリックコメントで提示するものが必要ではないです か。 それは、6月15日に開催予定の子ども・子育て会議で審議していただく予
市長 幼保連携能達室長	幼保連携推進室の立場では、子ども・子育て支援計画を見直す必要があり、 そのためのパブリックコメントに8月の1か月を必要とし、さらにその後、子 ども・子育て会議を開催することを考えれば、9月には1つの方向性を結論付 ける必要があります。 その場合、まずはパブリックコメントで提示するものが必要ではないです か。 それは、6月15日に開催予定の子ども・子育て会議で審議していただく予 定です。
市長	幼保連携推進室の立場では、子ども・子育て支援計画を見直す必要があり、そのためのパブリックコメントに8月の1か月を必要とし、さらにその後、子ども・子育て会議を開催することを考えれば、9月には1つの方向性を結論付ける必要があります。 その場合、まずはパブリックコメントで提示するものが必要ではないですか。 それは、6月15日に開催予定の子ども・子育て会議で審議していただく予定です。 このような会議を再度開催したり、福祉関係者の意見を聴く機会を設けたりすることはできますか。
市長 幼保連携能達室長	幼保連携推進室の立場では、子ども・子育て支援計画を見直す必要があり、 そのためのパブリックコメントに8月の1か月を必要とし、さらにその後、子 ども・子育て会議を開催することを考えれば、9月には1つの方向性を結論付 ける必要があります。 その場合、まずはパブリックコメントで提示するものが必要ではないです か。 それは、6月15日に開催予定の子ども・子育て会議で審議していただく予 定です。 このような会議を再度開催したり、福祉関係者の意見を聴く機会を設けたり することはできますか。 子ども・子育て会議の場が、福祉関係者の意見を聴く場になると考えていま
市長 市長 が保事制能性室長 が保事制能性室長	幼保連携推進室の立場では、子ども・子育て支援計画を見直す必要があり、 そのためのパブリックコメントに8月の1か月を必要とし、さらにその後、子 ども・子育て会議を開催することを考えれば、9月には1つの方向性を結論付 ける必要があります。 その場合、まずはパブリックコメントで提示するものが必要ではないです か。 それは、6月15日に開催予定の子ども・子育て会議で審議していただく予 定です。 このような会議を再度開催したり、福祉関係者の意見を聴く機会を設けたり することはできますか。 子ども・子育て会議の場が、福祉関係者の意見を聴く場になると考えていま す。
市長	幼保連携推進室の立場では、子ども・子育て支援計画を見直す必要があり、 そのためのパブリックコメントに8月の1か月を必要とし、さらにその後、子ども・子育て会議を開催することを考えれば、9月には1つの方向性を結論付ける必要があります。 その場合、まずはパブリックコメントで提示するものが必要ではないですか。 それは、6月15日に開催予定の子ども・子育て会議で審議していただく予定です。 このような会議を再度開催したり、福祉関係者の意見を聴く機会を設けたりすることはできますか。 子ども・子育て会議の場が、福祉関係者の意見を聴く場になると考えています。 子ども・子育て会議に諮る際には、「こういうことで実施したいと考える
市長 市長 が保事制能性室長 が保事制能性室長	幼保連携推進室の立場では、子ども・子育て支援計画を見直す必要があり、 そのためのパブリックコメントに8月の1か月を必要とし、さらにその後、子 ども・子育て会議を開催することを考えれば、9月には1つの方向性を結論付 ける必要があります。 その場合、まずはパブリックコメントで提示するものが必要ではないです か。 それは、6月15日に開催予定の子ども・子育て会議で審議していただく予 定です。 このような会議を再度開催したり、福祉関係者の意見を聴く機会を設けたり することはできますか。 子ども・子育て会議の場が、福祉関係者の意見を聴く場になると考えていま す。

幼保連携能進室長

子ども・子育て会議には、昨年の11月に、津田地区において認定こども園化を検討している旨の説明は、終えています。その際は、検討中であるとして、子ども・子育て支援計画中の教育・保育の見込量に対する供給体制の確保方策に係る数値をゼロのままとしていたところ、今回では、その数値を計上するだけという認識です。

市長

できれば、今日の議論の中で話題になったことについて、先行自治体での解決方法を調査し、それがさぬき市とっての解決策となるかどうかという議論をしたいところです。その議論を経ずに、子ども・子育て会議の話題とするのは、少し不本意です。少なくとも、今日の議論で出た意見をまとめ、それに対する現状と考え方について、各教育委員に、一度、戻さなければならないと思います。

この問題は、民主党政権での様々な出来事をはじめ、これまで何度も議論が 揺れ動いてきたものです。保護者にとってもありがたく、子どもにとっても 様々なメリットもあるものであり、総論で反対する者はおらず、ただ、実際に できるのかというが問われているのですが、それに対する明確な答えを見たこ とがありません。自分たちで、1つ1つの課題に対し、それぞれ意見の一致を 確認しながら前に進まなければ、現実のものにはならないと思います。せっか く設置するのに、幼稚園と保育所が引っ付いているだけというのでは、津田中 の跡地に整備するのであれば、津田の住民に申し訳ないです。新しい取組をし て、さらに、そこが地域の拠点となるようなものも併せて考えなければならな いと思っています。その「地域の拠点となるもの」は、幼保連携推進室の管轄 ではないので、市全体として考えることになりますが、そうしないと、これか らは、幼稚園も保育所も、地域の活性化と離れてぽつんと施設があるからと いって、地域住民から歓迎される時代ではありません。その施設が整備された ことによって、地域住民が、この地域にとって良かったと感じられるようにし なければなりません。そのためにも、原型を早く示す必要があります。これに 向けて、保育士の意見を聴き、本日の議論とすりあわせて、それぞれの意見や 質問に対する保育士サイドの考えなどを一覧化したものを作成する必要があり ます。それを教育委員に見てもらい、再度、教育委員会定例会等の機会に意見 を交換してもよいではないですか。

幼保連携推進室長

職員組合との協議を来週中に開催する予定としています。これにより、保育士と幼稚園教諭の意見を聴くつもりです。

市長

職員組合との協議は行わなければなりませんが、それは任命権者と職員の関係のものです。今は、まず、市民との話をもっとしっかりと行う必要があるということです。施設を運営するには、職員の力が必要ですが、そのことが前面に出て、その次に市民の話が出てくるというのは、本末転倒です。職員組合との協議は、市民との話と並行して行う意識が必要です。また、子ども園にすれば、あれも少なくて済む、これも少なくて済むという言い方ばかりすると、「何が子どものためだ。結局、経費削減のために、これまで2つ在ったものを1つにしようとしている」という印象を与えかねません。そのような誤解だけは受けないようにしなければなりません。必要以上のものを作る必要はなく、

必要なものは必要なだけ作り、そうして浮いた面積やお金を使って、さらにプラスアルファの機能を付加したこども園を作るという議論にしていかなければなりません。少なくとも、今回、これだけのメンバーがそろっているときに、「安かろう、良かろう」という議論だけでは、もったいないと思います。

これまでの議論で、このような短時間では、まだまだ言い足りないところがあると思います。本日の議論について、可能な限り先進事例や現状を加味してまとめますので、それを教育委員会の会議やその他集まる機会に御覧いただき、その上で、会議を開くことになれば、その時は、よろしく御対応願いたいと思います。

市長

その他として、この際、何か発言しておかなければならないことはありませんか。

それでは、私から、分庁舎のことについて、お話します。ここ2年ほど、市 議会で議論を重ねてきました。当初は、必要最小限にし、土地を取得するのは もってのほかで、事業費をもっと圧縮し、購入する土地も狭くすべきという議 論から始まり、場所については、最初から寒川ありきなのはおかしく、長尾、 オレンジタウン、志度東中学校跡地でも検討するようにという意見があり、先 日、市議会の特別委員会において、それぞれについて検討結果を説明したとこ ろです。そうしたところ、どうせ整備するのであれば、最初に計画していたよ うな余裕を持ったものを整備すべきという議論が起こってきました。しかしそ れは、これまで議論を重ねた2年間を無駄にしかねないものです。そこで、当 初、分庁舎には、教育委員会・育成センター・健康福祉部・社会福祉協議会・ 危機管理室を配置する予定でしたが、それでは事業費を圧縮させることができ ず、一方で、建築単価が計画当初1㎡当たり33万円であったものが38万円 になったことから、そのままでは事業費を圧縮させるどころか、逆に膨れてし まうようになり、これでは、市民の不信感を招きかねません。そうしたとこ ろ、分庁舎を計画する位置の近くに、石田小学校がありますが、この施設に出 入りする進入路が極めて狭く、このことは、今後の跡地利用を図る上で大きな 制約になります。これから隣接の土地を強制収用し、道路を拡幅整備すること は、現実的に不可能です。そうした中、教育委員会と少年育成センターについ て、特に育成センターについては、その機能や性質も考慮し、学校跡地を1つ の候補地としてはどうかとの考えに至りました。そして、6月の市議会での議 論の中で、石田小学校が平成31年3月に閉校した後に、耐震化した校舎を改 修し、教育委員会と育成センターとをそこに移すという案も考えるべく準備を 進めているところです。この考えに対しては、先ほど説明したような、せっか くなら大きく整備し、1か所にまとめた方が良いという議論もあります。しか し、当初の大きな構想は不適切だと議会全体で動いていたものが、この期に及 んでそのようなことを言われても、私としてもこれまで様々な観点から検討し た末の現在の考えであります。教育委員会にとっては、直接関係することであ り、教育委員には、各所から様々な声が聞こえてくると思いますが、学校跡地 の有効活用と、これまでの全体的な経緯や、その検討の中での今後想定される 災害に対する配慮を踏まえた上での考えであることをお知らせさせていただき

44 4 4 4 5 5 7 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	以上で、東中の9年度第1回とめる主婦人数本人業も明今上ナナ
閉会	
	報告だけとさせていただきます。
	このことについては、まだ、この場で更に深く議論する状況ではないので、
	結論であり、ここで一区切りとしたいと考えているところです。
	のは唐突ではないかとの意見もあるかもしれませんが、2年間の議論の1つの
	を提案させていただき、その是非を問いたいと考えています。二者択一を迫る
	ます。今後としては、6月の市議会において、このことを前提とした補正予算

教育部長 以上で、平成28年度第1回さぬき市総合教育会議を閉会します。